

○奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程

平成26年4月1日消防長訓令甲第19号

改正

令和6年3月1日消防長訓令甲第3号

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 消防水利施設（第7条—第9条）
- 第3章 消防活動上必要な事項（第10条—第12条）
- 第4章 雜則（第13条—第17条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為において、開発事業者が奈良県広域消防組合（以下「組合」という。）と消防防災上の観点から、消防水利施設の設置、消防活動上必要な事項及びその他の事項について行う協議（以下「協議」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法第4条第12項に規定する土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発区域 開発行為をする土地の区域をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、組合を構成する市町村（以下「構成市町村」という。）において行われる開発行為について適用する。

2 協議の適用範囲は、都市計画法に定めるもののほか、構成市町村が定める開発指導に関する要綱、要領等（以下「開発指導要綱等」という。）に基づくものとする。

(申請)

第4条 開発事業者は、開発行為を行おうとする場合、次に定めるところにより、開発区域を管轄する消防署長（以下「消防署長」という。）に第1号に掲げる協議を依頼したうえで、消防水利施設の設置及び消防活動上必要な事項の同意を受けるものとする。

- (1) 開発事業者は、協議に際して開発行為に伴う協議依頼書（様式第1号）及び関係書類1部を消防署長に提出するものとする。ただし、開発指導要綱等に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。
- (2) 都市計画法第29条第1項に定める開発行為の許可における同意申請（以下「開発行為の申請」という。）を行う場合にあっては、開発事業者は、開発行為に伴う消防同意申請書（正・副）（様式第2号）及び関係書類2部を消防署長に提出するものとする。

2 前項各号に規定する関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、前項第1号に規定する関係書類については、次の各号に掲げる書類のうち、協議を行う上で消防署長が必要と認める書類とする。

- (1) 付近見取り図（縮尺は1／2,500とすること。ただし、消防署長が認めた場合は、この限りではない。）
- (2) 建物平面図
- (3) 求積図

- (4) 土地利用計画図
- (5) 給水図
- (6) 設置予定の消防水利施設等位置図

3 開発事業者は、開発行為の申請後に申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合は、開発行為に伴う消防同意変更申請書（様式第3号）又は開発行為に伴う消防同意申請取下書（様式第4号）を提出しなければならない。

（協議事項）

第5条 開発事業者は、前条第1項に定める協議の際、次に定める事項を消防署長と協議しなければならない。

- (1) 消防水利施設の設置に関する事項
- (2) 消防活動上必要な空地、進入路等の確保に関する事項
- (3) その他必要な事項

2 開発事業者は、前項に定める協議を実施したときは、協議事項及び協議結果を開発行為に伴う協議結果報告書（正・副）（様式第5号）により消防署長に報告し、承認を受けなければならない。ただし、開発指導要綱等に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

（同意）

第6条 消防署長は、第4条に定める開発行為に伴う消防同意申請書（正・副）の提出があり、この規定に適合すると認めたときは、消防同意書（様式第6号）を開発事業者に交付するものとする。

2 消防署長は、前項により同意書を交付したときは、その旨を関係構成市町村に通知するものとする。

第2章 消防水利施設

（消防水利施設）

第7条 消防水利施設とは、次に定める施設をいう。

- (1) 消火栓 消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）
第3条第2項から第4項までの規定に適合する消火栓をいう。
- (2) 防火水槽 水利基準第3条第1項に定める給水能力を有し、同基準第6条各号に掲げる消防水利の構造及び消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年消防消第69号）第4条に規定する規格に適合する防火水槽をいう。
- (3) 他の水利 水利基準第3条第1項に適合する給水能力を有するもので、消防署長が認めるもの

2 前項各号に定める消防水利施設は、水利基準に適合するものであり、かつ、當時取水可能なものとするとともに、当該消防水利施設には、消防ポンプ自動車が容易に接近できる進入路、空地等を設けるものとする。

3 次に定める消防水利は、消防活動上有効な消防水利施設に含まないものとする。

- (1) 開発区域外にある私設の消防水利
- (2) 架橋のない対岸（河川）にある消防水利
- (3) 交通量の多い道路（国道、主要幹線道路等）が遮る位置にある消防水利
- (4) 鉄道が遮る位置にある消防水利
- (5) 前3号に定めるもののほか、特異な地形（擁壁、がけ等）、中央分離帯等により、ホースを延長することが困難又は分断される消防水利
- (6) 歩行距離で200メートル以上ある消防水利

（消防水利施設の設置基準）

第8条 開発事業者は、次に定める場合は消防水利施設を1基以上設置するものとする。

- (1) 既設の有効な消防水利施設から、別表第1に定める距離の範囲内に、開発区域の全てが包含されない場合。ただし、開発区域のうち、遊水池、水路等の排水施設又は擁壁等明らかに建築物が建築されることがない範囲は、当該包含範囲から除くことができるものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、開発区域に建築する建築物が、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、消防署長が必要と認めた場合
- 2 開発事業者は、前項の規定により設置する消防水利施設とは別に、次に定める基準により開発区域内に防火水槽を設置するものとする。
- (1) 開発区域の面積が10,000平方メートル以上となる場合、防火水槽を1基設置すること。
- (2) 開発区域の面積が20,000平方メートル以上となる場合、防火水槽を2基設置すること。
- (3) 開発区域の面積が30,000平方メートル以上となる場合、防火水槽を3基設置すること。
- (4) 開発区域の面積が40,000平方メートル以上となる場合、防火水槽を4基以上設置すること。
- 3 開発事業者は、開発区域内に次の各号のいずれかに該当する建築物を建築する場合は、前2項の規定により設置する消防水利施設とは別に、防火水槽を1基以上設置するものとする。
- (1) 開発区域内に地階を除く階数が5以上かつ延べ面積6,000平方メートル以上の建築物又は地階を除く階数が7以上の建築物を建築する場合
- (2) 開発区域内に建築する建築物の建築面積の合計が5,000平方メートル以上となる場合
- (3) 政令別表第1(6)項及び(16)項イの建築物を建築する場合で、その延べ面積の合計が3,000平方メートル以上のもののうち、消防署長が必要と認めるもの
- 4 消防署長は、前各項により設置する消防水利施設について、当該開発区域周辺の水利状況を勘案して、設置基数を増減又は設置を免除することができる。
(消防水利の標識)

第9条 開発事業者は、消火栓を設置したときは、その位置が識別できるよう焼付け標示をしなければならない。

- 2 開発事業者は、防火水槽を設置したときは、その位置が識別できるよう消防水利の標識について（昭和45年8月19日消防防第442号消防庁防災救急課長通達）に定める標識（別図1）を掲出しなければならない。
- 3 開発事業者は、水利基準第3条第1項に適合する給水能力を有するもので、消防署長が認めた消防水利施設を設置したときは、その位置を識別できるよう消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）別表第1の4に定める標識（別図2）を掲出しなければならない。

第3章 消防活動上必要な事項

(消防活動空地等)

第10条 開発区域内に地階を除く階数が4以上の建築物又は地階を除く階数が3以上で、かつ、高さが15メートル以上の建築物を建築する場合は、はしご付き消防自動車（以下「はしご車」という。）が容易に進入及び活動できるように、消防活動上必要な空地（以下「消防活動空地」という。）、進入路、道路隅切り等を次の基準により確保するものとする。

- (1) 消防活動空地は、建築物の消防隊進入口、バルコニー等からの水平距離5メートル以

上10メートル以内の場所で開発区域内に設置するものとし、公道は認めないものとする。

- (2) 消防活動空地は、はしご車の特性が発揮できるよう確保するものとし、幅6メートル以上、かつ、長さ12メートル以上とする。
- (3) 進入路の幅員は、開発区域内の道路から消防活動空地までに設ける主要進入路にあっては5メートル以上とし、その他必要な進入路は4メートル以上とする。
- (4) 道路隅切りは、開発される建築物（専用住宅を除く。）に至る道路の隅切りについて、指導又は協議を行うものとする。ただし、交差角が直角と著しく相違する場合その他の特別な理由がある場合は、個々の交差角ごとに決定する。
- (5) 路面は、進入路及び消防活動空地の路面強度が車両重量22トンに耐える構造となるよう補強すること。
- (6) 進入路の高さは、4.2メートル以上とすること。
- (7) 消防活動空地に進入する場合の乗り上げ段差については10センチメートル以内にするとともに、登坂部角度は17.6パーセント（10度）以下とし、はしご車が伸びて停車位置の勾配は8.7パーセント（5度）以内にすること。
- (8) 電線、電話線、立木等により、はしご車の伸び及び進入に支障とならないように空間を確保すること。
- (9) 消防活動空地には、その位置が識別できるよう路面に「消防活動用空地」と焼付け塗装（別図3）を施し、一般車両の駐停車位置と区別するための標識（別図4）を掲出するものとする。ただし、必要な措置を講じることにより、一般車両の駐停車位置と明確に区別ができる、常時消防活動用空地が確保できると消防署長が認める場合は、当該焼付け塗装に代え同等の効果が得られる表示に代えることができるものとする。

（消防活動空地の代替措置）

第11条 開発区域に建築する建築物の配置上、消防活動空地が確保できない場合は、消防隊が2階から3階以上の各階へ進入し、有効な消防活動を行うための設備を、消防署長と協議の上設置するものとする。

（消防活動関係）

第12条 政令別表第1(6)項に掲げる防火対象物の消防活動上必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) エレベーターを設置する場合、原則として救急隊が使用するストレッチャーの乗り入れに支障のないかごの奥行きを有するもの又はトランク付きエレベーターとし、当該トランク扉に施錠装置を設ける場合にあっては、EMTR鍵を使用するものとする。
- (2) 原則として、バルコニー、ベランダ等を設けることとし、バルコニー、ベランダ等が避難経路に該当する建築物は、車椅子で避難するのに支障とならないよう、必要な措置を講じるものとする。

第4章 雜則

（消防水利施設及び消防活動空地の検査）

第13条 開発事業者は、消防水利施設又は消防活動空地を設置するときは、工事を行う10日前までにそれぞれ次の各号に掲げる設計届出書を提出するものとする。

- (1) 防火水槽設計届出書（様式第7号）
- (2) 消火栓設計届出書（様式第7号の2）
- (3) 消防活動空地設計届出書（様式第7号の3）
- (4) プール等設計届出書（様式第7号の4）
- (5) 地中ばり水槽設計届出書（様式第7号の5）

2 開発事業者は、前項の工事について、消防署長の定める中間検査を受けるものとする。

3 開発事業者は、第1項に掲げる消防水利施設又は消防活動空地を設置したときは、それぞれ次の各号に掲げる完成届出書等を提出し、消防署長の定める検査を受けるものとする。

- (1) 防火水槽完成届出書（様式第8号）及び防火水槽水位測定調査表（様式第8号の2）
- (2) 消火栓完成届出書（様式第8号の3）
- (3) 消防活動空地完成届出書（様式第8号の4）
- (4) プール等完成届出書（様式第8号の5）
- (5) 地中ばり水槽完成届出書（様式第8号の6）及び地中ばり水槽水位測定調査表（様式第8号の7）

4 消防署長は、前項の検査を行った結果、設計届出書どおり設置されていると認めた場合は、開発事業者からの依頼に基づき、完成検査済証（様式第9号）を交付するものとする。

（関係機関との協議）

第14条 開発事業者は、開発区域内において円滑な消防活動ができるよう関係機関と協議をするものとする。

（維持管理）

第15条 消防水利施設、進入路、消防活動空地等を管理する者は、常に良好な状態で維持管理されていることを定期的に点検し、当該施設の基準に適合しないとみなされる場合は、速やかに修理及び復旧を行うものとする。

（規程の特例）

第16条 消防署長は、著しく大規模な開発行為又は特異な開発行為が行われる場合で、消防活動上特に必要があると認めるとき又はこの規程による協議が困難と判断したときは、この規程によることなく開発事業者と別途協議するものとする。

2 消防署長は、前項以外の開発行為において、消防活動上特に必要ないと認めた場合は、この規程を適用しないことができるものとする。

（その他）

第17条 この規程の施行に関して必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に発生する同意及び協議から適用する。

附 則（令和3年1月12日消防長訓令甲第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に開始する協議から適用する。

附 則（令和6年3月1日消防長訓令甲第3号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に開始する協議から適用する。

別表第1（第8条関係）

地域の別		距離	消防水利施設からの距離 (メートル)
市街地又は準市街地	用途地域		
市街地又は準市街地	近隣商業地域		
	商業地域		100
	工業地域		
	工業専用地域		
	その他の用途地域及び用途地域が定められていない地域		120

水利の種類	距離 取水点からの距離（メートル）
消防水利の基準第5条に規定する消防水利	140

備考

- 1 市街地又は準市街地は、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号及び第2号に規定するところによる。
- 2 用途地域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定するところによる。

様式第1号（第4条関係）

開発行為に伴う協議依頼書

年　月　日

奈良県広域消防組合

消防署長　　あて

協議依頼者住所

氏　名

電　話

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第4条第1項に基づき、協議を
依頼します。

事業概要	事業名称					
	開発場所					
	開発区域面積	m ²	建築物　棟・戸数	棟　戸		
	工事施行者	住 所				
	氏 名					
建築物概要	建築物用途			構 造	造	
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	階 数	階
	施工予定期間	年　月　日～　年　月　日				
道路	主要道路 幅員・数	m	路線	進入路 幅員・数	m	路線
備考					※受付	
1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。 2 必要図面を添付すること。 <input type="checkbox"/> 付近見取り図 <input type="checkbox"/> 建物平面図（3階建以上は立面図・断面図も添付） <input type="checkbox"/> 求積図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> 給水図 <input type="checkbox"/> 設置予定の消防水利施設等位置図（上記図面内記載可） 3 ※印欄は記入しないこと。						

様式第2号（第4条関係）

開発行為に伴う消防同意申請書（正・副）

年 月 日

奈良県広域消防組合

消防署長 あて

申請者住所

氏 名

電 話

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第4条第1項に基づく同意を申請します。

事業概要	事業名称				
	開発場所				
	開発区域面積	m ²	建築物 棟・戸数	棟 戸	
	工事施行者	住 所			
	氏 名				
建築物概要	建築物用途			構 造	造
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	階 数
施工予定期間	年 月 日～ 年 月 日				
道路	主要道路 幅員・数	m 路線	進入路 幅員・数	m 路線	
備考					※受付
1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。代理人は委任状を添付すること。 2 必要図面を添付すること。 • 付近見取り図 • 建物平面図（3階建以上は立面図・断面図も添付） • 求積図 • 土地利用計画図 • 給水図 • 設置予定の消防水利施設等位置図（上記図面内記載可） 3 ※印欄は記入しないこと。					

様式第3号（第4条関係）

開発行為に伴う消防同意変更申請書

年　月　日

奈良県広域消防組合

消防署長　　あて

申請者住所

氏　名

電　話

先に提出した消防同意申請書を、下記のとおり変更するので申請します。

申請年月日		年　月　日		
事業概要	事業名称			
	開発場所			
	開発区域面積	m ²	建築物　棟・戸数	棟　戸
	工事施行者	住 所		
		氏 名		
変更内容				
変更理由				
備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。代理人は委任状を添付すること。 2 同意申請時に提出された関係書類等を変更する場合は、変更後の図面等を添付すること。 3 ※印欄は記入しないこと。				※受付

様式第4号（第4条関係）

開発行為に伴う消防同意申請取下書

年　月　日

奈良県広域消防組合

消防署長　　あて

申請者住所

氏　名

電　話

先に提出した消防同意申請を、下記のとおり取り下げます。

申請年月日		年　月　日		
事業概要	事業名称			
	開発場所			
	開発区域面積	m ²	建築物　棟・戸数	棟　戸
	工事施行者	住 所		
		氏 名		
取下理由				
備考				※受付
1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。代理人は委任状を添付すること。 2 ※印欄は記入しないこと。				

様式第5号（第5条関係）

開発行為に伴う協議結果報告書（正・副）

年 月 日

奈良県広域消防組合

消防署長 あて

協議依頼者住所

氏 名

電 話

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第5条第2項に基づき、協議の結果を下記のとおり報告します。

※印欄は記入しないこと。

様式第6号（第6条関係）

発送番号
年月日

様

奈良県広域消防組合 消防署
署長

消防同意書

事業概要	事業名称					
	開発場所					
	開発区域面積	m^2	建築物 棟・戸数		棟 戸	
建築物概要	建築物用途			構 造	造	
	建築面積	m^2	延べ面積	m^2	階 数	階
消防水利 必要施設	消火栓		配管口径 mm 基			
	防火水槽		容量 m^3 基			
	消防水利の基準第3条第1項に適合した消防水利施設					
消防活動上 必要な施設						
奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第6条に基づき、協議した結果、 適当と認め消防同意書を交付します。						

様式第7号（第13条関係）

防火水槽設計届出書

年 月 日

奈良県広域消防組合

消防署長 あて

届出者住所

氏 名

電 話

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第2章消防水利施設の規定により設計しましたので届出いたします。

事業概要	事業名称						
	開発場所						
	開発区域面積	m ²	建築物 棟・戸数	棟 戸			
	工事施工者	住 所					
		氏 名					
建築物概要	建築物用途			構 造	造		
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	階 数	階	
	施工予定期間	年 月 日～ 年 月 日					
水槽種別	防火水槽		耐震性貯水槽	その他			
水槽概要	二次製品（認定番号）・現場打ち						
	容量 m ³	縦 m	・ 横 m	・ 深さ m			
	標識	有・無	鉄蓋耐圧	t	鉄蓋塗装	有・無	
	投入口	1口・2口	転落防止	有・無			
	採水口	2口・4口	材質（	）			
完成予定期間	年 月 日						
備考					※受付		
1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。代理人は委任状を添付すること。							
2 敷地配置図、防火水槽位置図、水槽仕様書、蓋の承認図、標識の承認図を添付すること。							
3 ※印欄は記入しないこと。							

様式第7号の2（第13条関係）

消火栓設計届出書

年 月 日

奈良県広域消防組合

消防署長 あて

届出者住所

氏 名

電 話

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第2章消防水利施設の規定により設計しましたので届出いたします。

事業概要	事業名称						
	開発場所						
	開発区域面積	m ²	建築物 棟・戸数	棟 戸			
	工事施行者	住 所					
		氏 名					
建築物概要	建築物用途			構 造	造		
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	階 数	階	
	施工予定期間	年 月 日～ 年 月 日					
消火栓種別	公 設（帰属）・ 私 設						
消火栓概要	配水管の口径	mm	基				
	蓋の形状（丸蓋・角蓋）			焼付け標示（有・無）			
完成予定期間	年 月 日					※受付	
備考	1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。代理人は委任状を添付すること。 2 敷地配置図、給水図、消火栓位置図、消火栓仕様書、蓋の承認図を添付すること。 3 ※印欄は記入しないこと。						

様式第7号の3（第13条関係）

消防活動空地設計届出書

年　月　日

奈良県広域消防組合

消防署長　　あて

届出者住所

氏　名

電　話

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第3章消防活動上必要な事項の規定により設計しましたので届出いたします。

事業概要	事業名称					
	開発場所					
	開発区域面積	m^2	建築物　棟・戸数	棟　戸		
	工事施工者	住 所				
建築物概要	氏 名					
	建築物用途			構 造	造	
	建築面積	m^2	延べ面積	m^2	階 数	階
施工予定期間	年　月　日～　年　月　日					
活動空地	$m \times m$	・	箇所	・	路面耐圧	t
	路面表示 (有 ・ 無)		標識 (有 ・ 無)			
代替措置	$m \times m$	・	箇所	・	路面耐圧	t
	路面表示 (有 ・ 無)		標識 (有 ・ 無)			
完成予定期間	年　月　日					
備考						※受付
1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。代理人は委任状を添付すること。						
2 敷地配置図、位置図、各階平面図、立面図、仕様書（上下式消防隊進入用ハッチの場合）を添付すること。						
3 ※印欄は記入しないこと。						

様式第7号の4（第13条関係）

プール等設計届出書

年 月 日

奈良県広域消防組合

消防署長 あて

届出者住所

氏 名

電 話

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第2章消防水利施設の規定により設計しましたので届出いたします。

事業概要	事業名称							
	開発場所							
	開発区域面積	m ²	建築物 棟・戸数	棟 戸				
	工事施工者	住 所						
		氏 名						
建築物概要	建築物用途			構 造	造			
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	階 数	階		
	施工予定期間	年 月 日～ 年 月 日						
プール概要	容量 m ³	縦 m	・	横 m	・	深さ m		
	標識	有	・	無	開閉弁	有	・	無
	採水口	2 口	・	4 口	材質 ()			
	導水管	口径 mm	材質 ()					
完成予定日	年 月 日							
備考						※受付		
1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。代理人は委任状を添付すること。 2 敷地配置図、プール位置図、採水口承認図、標識承認図を添付すること。 3 ※印欄は記入しないこと。								

様式第7号の5（第13条関係）

地中ばり水槽設計届出書

年 月 日

奈良県広域消防組合

消防署長 あて

届出者住所

氏 名

電 話

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第2章消防水利施設の規定により設計しましたので届出いたします。

事業概要	事業名称						
	開発場所						
	開発区域面積	m^2	建築物 棟・戸数	棟 戸			
	工事施行者	住 所					
		氏 名					
建築物概要	建築物用途			構 造	造		
	建築面積	m^2	延べ面積	m^2	階 数	階	
	施工予定期間	年 月 日～ 年 月 日					
水槽概要	容量 m^3	縦 m	・ 横 m	・ 深さ m			
	投入口	1 口 ・ 2 口	鉄蓋耐圧		t		
	転落防止	有 ・ 無	鉄蓋塗装		有 ・ 無		
	採水口	2 口 ・ 4 口	材質 ()				
	導水管	口径 mm	材質 ()				
	通気管	口径 mm	材質 ()				
	兼 用	有 ・ 無	標 識		有 ・ 無		
完成予定期間	年 月 日						
備考					※受付		
1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。代理人は委任状を添付すること。 2 敷地配置図、水槽位置図、蓋又は採水口承認図、標識承認図を添付すること。 3 ※印欄は記入しないこと。							

様式第8号（第13条関係）

防火水槽完成届出書

年 月 日

奈良県広域消防組合

消防署長 あて

届出者住所

氏 名

電 話

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第2章消防水利施設の規定により設置しましたので届出いたします。

事業概要	事業名称						
	開発場所						
	開発区域面積	m^2	建築物 棟・戸数	棟 戸			
	工事施工者	住 所					
		氏 名					
建築物概要	建築物用途			構 造	造		
	建築面積	m^2	延べ面積	m^2	階 数	階	
	完成年月日	年 月 日					
水槽種別	防火水槽		耐震性貯水槽	その他			
水槽概要	二次製品（認定番号）・現場打ち						
	容量	m^3	縦 m	・ 横 m	・ 深さ m		
	標識	有・無	鉄蓋耐圧	t	鉄蓋塗装	有・無	
	投入口	1口	・ 2口	転落防止	有 無		
	採水口	2口	・ 4口	材質（	）		
完成検査済証の交付	必要 ・ 不要						
備考						※受付	
1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。代理人は委任状を添付すること。 2 防火水槽水位測定調査表を添付すること。 3 完成した事実が確認できる写真、図書等を添付すること。 4 ※印欄は記入しないこと。							
※検査年月日 ※検査者職氏名	年 月 日					(印)	

様式第8号の2（第13条関係）

防火水槽水位測定調査表

年　月　日

設置場所_____

施工業者

住　　所

氏　　名

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

防火水槽（二次製品・現場打ち）

月日	測定時間	天候	水位 (cm)	水位差 (cm)	備考
					水張り開始日
				+	
				-	
				+	
				-	
				+	
				-	
				+	
				-	
				+	
				-	

調査要領

- 1 測定方法は、吸管投入口内部のマンホール先端から水表面までの距離を測定すること。
- 2 （二次製品・現場打ち）及び土は、○で囲むこと。
- 3 備考は、天候について特記すべき降雨に関する注意報、警報を記入すること。
- 4 水位は7日間、毎日同一時間帯で測定すること。
- 5 同一敷地内に複数の防火水槽が存する場合は、No.を付し、敷地配置図を添付して位置を示すこと。

様式第8号の3（第13条関係）

消火栓完成届出書

年　月　日

奈良県広域消防組合

消防署長　　あて

届出者住所

氏　名

電　話

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第2章消防水利施設の規定により設置しましたので届出いたします。

事業概要	事業名称					
	開発場所					
	開発区域面積	m ²	建築物　棟・戸数	棟　戸		
	工事施工者	住 所				
	氏 名					
建築物概要	建築物用途			構 造	造	
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	階 数	階
	完成年月日	年　月　日				
消火栓種別	公 設（帰属）・ 私 設					
消火栓概要	配水管の口径	mm	基			
	蓋の形状（丸蓋・角蓋）			焼付け標示（有・無）		
	配水管の口径	mm	基			
	蓋の形状（丸蓋・角蓋）			焼付け標示（有・無）		
完成検査済証の交付	必要・不要					
備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。代理人は委任状を添付すること。 2 完成した事実が確認できる写真、図書等を添付すること。 3 ※印欄は記入しないこと。					※受付	
※検査年月日 ※検査者職氏名	年　月　日					印

様式第8号の4（第13条関係）

消防活動空地完成届出書

年 月 日

奈良県広域消防組合

消防署長 あて

届出者住所

氏 名

電 話

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第3章消防活動上必要な事項の規定により設置しましたので届出いたします。

事業概要	事業名称						
	開発場所						
	開発区域面積	m ²	建築物 棟・戸数	棟 戸			
	工事施行者	住 所					
		氏 名					
建築物概要	建築物用途			構 造	造		
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	階 数	階	
	完成年月日	年 月 日					
活動空地	m × m	・	箇所	・	路面耐圧	t	
	路面表示 (有)	・	無	・	標識 (有)	無	
代替措置	m × m	・	箇所	・	路面耐圧	t	
	路面表示 (有)	・	無	・	標識 (有)	無	
完成検査済証の交付	必要 ・ 不要						
備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。代理人は委任状を添付すること。 2 完成した事実が確認できる写真、図書等を添付すること。 3 ※印欄は記入しないこと。					※受付		
※検査年月日 ※検査者職氏名	年 月 日					(印)	

様式第8号の5（第13条関係）

プール等完成届出書

年 月 日

奈良県広域消防組合

消防署長 あて

届出者住所

氏 名

電 話

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第2章消防水利施設の規定により設置しましたので届出いたします。

事業概要	事業名称							
	開発場所							
	開発区域面積	m ²	建築物 棟・戸数	棟 戸				
	工事施工者	住 所						
		氏 名						
建築物概要	建築物用途			構 造	造			
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	階 数	階		
	完成年月日	年 月 日						
プール概要	容量 m ³	縦 m	・	横 m	・	深さ m		
	標識	有	・	無	開閉弁	有	・	無
	採水口	2 口	・	4 口	材質 ()			
	導水管	口径 mm	材質 ()					
完成検査済証の交付	必要 ・ 不要							
備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。代理人は委任状を添付すること。 2 完成した事実が確認できる写真、図書等を添付すること。 3 ※印欄は記入しないこと。						※受付		
※検査年月日 ※検査者職氏名	年 月 日					(印)		

様式第8号の6（第13条関係）

地中ばり水槽完成届出書

年 月 日

奈良県広域消防組合

消防署長 あて

届出者住所

氏 名

電 話

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第2章消防水利施設の規定により設置しましたので届出いたします。

事業概要	事業名称							
	開発場所							
	開発区域面積	m ²	建築物 棟・戸数	棟 戸				
	工事施工者	住 所						
		氏 名						
建築物概要	建築物用途			構 造	造			
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	階 数	階		
	完成年月日	年 月 日						
水槽概要	容量 m ³	縦 m	・	横 m	・	深さ m		
	投入口	1 口	・	2 口	鉄蓋耐圧	t		
	転落防止	有	・	無	鉄蓋塗装	有	・	無
	採水口	2 口	・	4 口	材質 ()			
	導水管	口径 mm	材質 ()					
	通気管	口径 mm	材質 ()					
	兼 用	有	・	無	標 識	有	・	無
完成検査済証の交付	必要 ・ 不要							
備考	1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。代理人は委任状を添付すること。 2 地中ばり水槽水位測定調査表を添付すること。 3 完成した事実が確認できる写真、図書等を添付すること。 4 ※印欄は記入しないこと。					※受付		
※検査年月日 ※検査者職氏名	年 月 日					(印)		

様式第8号の7 (第13条関係)

地中ばり水槽水位測定調査表

年 月 日

設置場所_____

施工業者

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

地中ばり水槽 (専用水槽、兼用水槽)

月日	測定時間	天候	水位 (cm)	水位差 (cm)	備考
					水張り開始日
				+	
				-	
				+	
				-	
				+	
				-	
				+	
				-	
				+	
				-	

調査要領

- 1 測定方法は、吸管投入口内部のマンホール先端から水表面までの距離を測定すること。
- 2 (専用水槽、兼用水槽) 及び土は、○で囲むこと。
- 3 備考は、天候について特記すべき降雨に関する注意報、警報を記入すること。
- 4 水位は7日間、毎日同一時間帯で測定すること。

様式第9号（第13条関係）

消防水利施設

完成検査済証

消防活動空地等

発送番号

年月日

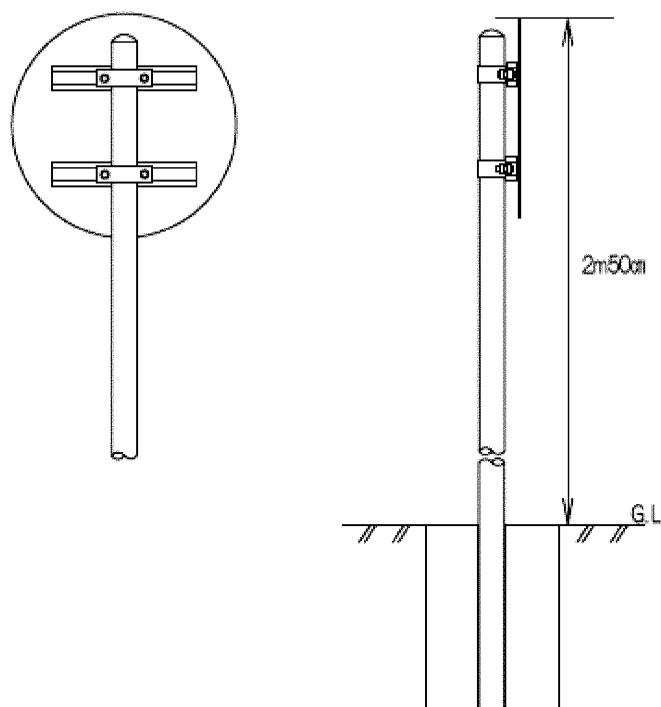
奈良県広域消防組合 消防署
署長

下記の消防水利施設等は、検査の結果、奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程第2章及び第3章の規定に適合していることを証明する。

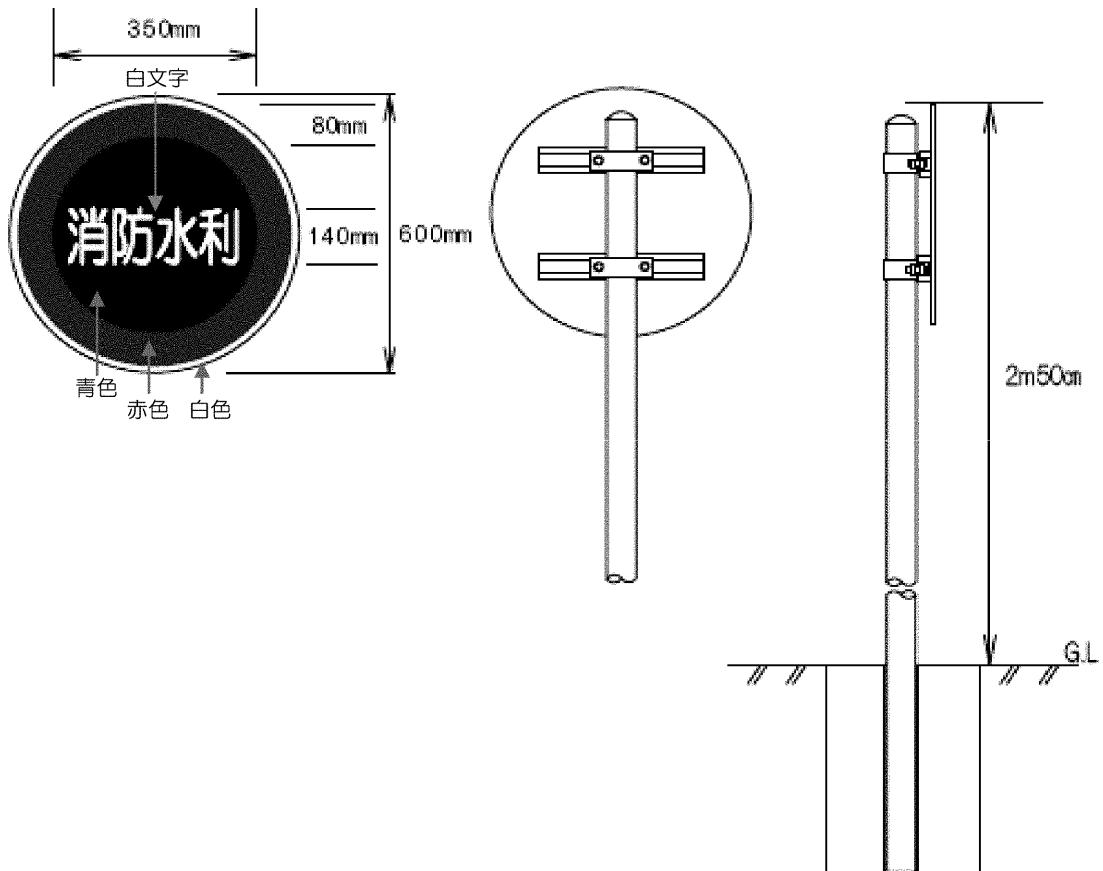
記

申請者	住 所					
	氏 名					
事業概要	事業名称					
	開発場所					
	開発区域 面 積					
建築物概要	建築物用途					
	構造・規模	建築面積	造 地上 m ²	階 地上	階 地下	階 延べ面積 m ²
消防水利施設・ 消防活動空地種別						
同意年月日						
検査年月日						
備考						

別図1 (第9条第2項関係)



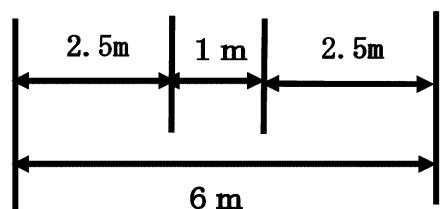
別図2（第9条第3項関係）



別図3（第10条関係）



- ・原則として橙色（焼付）であるが白色（焼付）でも可能
- ・枠取り、斜線の太さは 20 cm
- ・文字は認識できる太さ
- ・文字の大きさは 1m × 1m
- ・横書きでも可能



別図4（第10条関係）

